

平成30年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月7日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第66号 瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第3 議案第67号 瑞穂市農業委員会の委員の任命について
- 日程第4 議案第68号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更について
- 日程第5 議案第69号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第70号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第71号 瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第72号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第74号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第75号 瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第76号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第77号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第78号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第79号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第80号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第81号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第82号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第83号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第84号 瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	熊崎響
--------	------	----	-----

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴にお越しく下さいました方々、早朝よりありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

7件報告します。

1件目は、本日、市長から議案第84号瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求についての議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、11月30日、松野藤四郎君から発議第5号市長に対する辞職勧告決議についてが提出され、受理をいたしました。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、11月30日、小川理君から発議第6号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、11月30日、若井千尋君から発議第7号義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

5件目は、お手元に配付しましたとおり、11月30日、今木啓一郎君から発議第8号精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

6件目は、お手元に配付しましたとおり、12月4日、鳥居佳史君から発議第9号保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を求める意見書が提出され、受理をいたしました。

これらの決議及び4件の意見書については、後日議題にしたいと思います。

7件目は、平成30年第3回もとす広域連合議会臨時会について、森治久君から報告願います。

8番 森治久君。

○8番（森 治久君） 皆様、おはようございます。

傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。

それでは、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、議席番号8番 森治久でございます。平成30年第3回もとす広域連合議会臨時会について、代表して御報告をさせていただきます。

ます。

第3回臨時会は、12月3日に1日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は3件で、内訳は、条例の一部改正1件、補正予算2件でございました。

条例の一部改正は、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。平成30年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでございます。

補正予算関係については、一般会計、老人福祉施設特別会計の2つの会計で、主に給与改定に伴う職員人件費の増額に対応する内容でした。一般会計は51万8,000円の増額、老人福祉施設特別会計では119万8,000円の増額でした。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明を受けた後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行い、いずれも賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で、平成30年第3回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、これらの臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局にお預けしてありますので、御希望の方はごらんください。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第66号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第66号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第67号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第67号瑞穂市農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第68号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第68号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第69号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第69号でございますけれども、これについてお尋ねをしたいと思います。

ふれあい公社は、平成25年4月1日から発足しておるわけですね。その中で、コミュニティセンターの指定管理ということで今日まで進んでおります。それで、このふれあい公社が行う事業の中に、瑞穂市自転車駐車場条例に規定する駐車場の管理業務が入っておるんですけども、今後これがなくなるわけですね。そうしますと、定款についても修正が出てくるんじゃないかというふうに思いますし、もう一点は、基本財産300万円、市から拠出しているわけですが、これは全体の中での300万ですので、自転車条例のこの業務がなくなると、そこら辺はどのようになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの松野議員の御質問にお答えいたしますが、まずもって第1点目の定款の案件につきましては、ふれあい公社自身の案件でございますので、ふれあい公社のことは私のほうではお答えできませんので、御了承願いたいと思います。

なお、300万円の出捐金につきましては、いわゆる出捐金ということで、いろんな団体に出

捐金と、瑞穂市の予算を見ていただきますとわかりますが、出しておりますので、それについては、それによってどうこうということはないと今考えているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 質疑に対する事前の話はしてありませんので、適正な答弁ではないというふうに思いますけれども、付託されている委員会のほうでしっかりと審議をしていただければというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第70号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第70号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第70号でございますけれども、要は、ふれあい公社でやってきた事業がこの蔦井株式会社に行くわけですけれども、このふれあい公社というのは、効率的な、あるいは効果的な管理運営を図り、市民サービス提供を向上させることを基本運営として今日まで来ました。また、地域社会の健全な発展や治安維持対策に注力し、住みよい地域社会の形成に寄与して今日まで来ております。

今回の指定管理者が違う株式会社にいるんですけれども、この資料70の2ページに書いてあります5の選定方法及び経緯でございますけれども、いろいろ云々と書いてありますけれども、選定委員会でいろいろ審査をしておるわけですけれども、事業計画書あるいはプレゼンテーション、質疑応答、ここら辺の資料がございませんので、私たちなかなか判断できないんですが、そういった資料の提出はできるんでしょうか。執行部、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 資料にありますように、選定委員会の中で審査につきましては、6名の方の主な4つの項目について審査がされているわけなんですけど、これにつきましては、

私どもがもともと指定管理者の募集要項の中では、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするということで、この内容につきましては、今のところ非公開というようなことで取り扱っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 選定委員会の中で非公開というお話ですけれども、先般の公私連携保育所のときに、計画書あるいはプレゼンテーションの資料が出ております。これと矛盾するんではないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） これにつきましても、指定管理者の選定委員会の中で決定していただいたことということで、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それから、この3ページの選定基準及び評価結果でございますけれども、配点100点中、蔦井株式会社75.50、A団体が72.50ということで、点数については3点の差があるわけですね。A団体は、この項目、2番目の事業計画書の内容が当該事業計画書に係る云々と書いてありますね。ここでは上回っているわけですね。そのもう一つ下は、蔦井株式会社とA団体は同じです。

では、3点差の中で、この蔦井株式会社は、これは株式会社自体が県外の、愛知県か何かだと思えますね。仮に私が思うのは、A団体と書いてありますけれども、これはこの地域の団体だというふうに思っています。推測するには、現在行っているところだというふうに私は考えられるんですが、そこら辺のことを思いますと、やはり地域の皆さんがこの業務に当たるといいますか、これは雇用の確保といいますか、そういった面からいいますと、そういった配慮が必要だと思えます。

したがって、これ4団体で、1回目といいますか、これで評価をしたわけですが、B団体、C団体は66点、60点ですので、大変差があるということで、ここをある程度除外して、もう一回この蔦井さんとA団体で再評価をするという格好をとってはどうかというふうには考えるんですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま御指摘のありました2番目のA団体の御指摘につきましては、市外の業者でございます。それとこの点数につきましては、6人の審査員がそれぞれ点数をつけ、さらにその6人の審査員の平均をここに集計しておりますので、議員が言われましたように、2つ目の項目ですと、A団体のほうが上回っているんじゃないかという御指摘で

はございましたけれども、これにつきましては総合的に評価された結果であるということで御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、A団体というのは私の推測で思っておったんですが、事実と違うということでございます。

この株式会社が、愛知県名古屋市西区の住所になっていますね。そうしますと、事務所といえますか、日常管理をする運営形態の事務所は名古屋にあるのか、この地元につくられて行われるのか、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 中身の計画書の組織体制については、もちろん名古屋本社で体制をとるわけなんですけど、今、提案のある事業計画の中では、総括責任者、それからエリア長、それから管理人と、これが現場の駐輪場を管理することになりますけど、ここについては15人でシフト体制をとるといふふうに聞いております。もちろんのこと、地元雇用優先ということも提案されておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） エリア長とか何かいろいろお話しされていますけれども、事務所は、管理事務所は瑞穂市にできるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この団体の計画書の中では、市内に事務所を置くというところまでは明記してございません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 日常、何も事がなければいいんですけども、何かあったときに、名古屋から来ておったら対応がおそくなりますね。市民サービスに欠けますね。私が最初に言ったように、そういうプレゼンテーションとか、質疑あるいは計画書、これが我々の中に見えてこないんですよ、中身が。これ、公開条例で請求しますととれますか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） A、B、Cと匿名で書かれております団体についてはお出しできませんが、蔦井さんにつきましては、今回の選定に当たっては、情報公開による公開は可能だというふうに考えています。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 情報公開ができるということになれば、この議会、議場の中で審議する資料になりますから、提出されてもいいんじゃないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 提案のプレゼンによりまして、候補者として、今、議案として上げておりますが、まだ決定したわけではございませんので、各社それぞれ指定管理のやはりノウハウがあると思いますので、その全てを公開するというわけにいかないというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

お尋ねをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

新しく指定管理業者になりました指定管理料、協定額というのがございますけれども、それを見ますと、平成29年度、つまりふれあい公社のもとでの指定管理料と比べますと、大幅な減額、1,500万円の減額になっておりますので、なぜそのような減額になったのか、その理由がどこにあるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの小川議員の御質問は、現在、瑞穂市のふれあい公共公社に指定管理をして3カ年、28、29年と、5,200万、5,400万というような数字の中で、30年度は当初の協定額ということで、3,908万7,000円と提示されております。この大幅な減額というか、経費の縮減につきましては、券売機等の機械化が進んだというところで、前年度から全ての駐輪場について24時間開放というようなところで、それらの機械化等も進んで、人件費が大幅に削減されたというところが大きな要因になっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） わかりました。

もう一つお伺いいたしますけれども、そこで、今までふれあい公社のもとで働いた方の雇用の問題もあるというふうに思います。今度、新しい指定管理業者になりまして、今まであそこで、自転車置き場で働いておられた方の雇用という点ではどのようなふうになっていくのか、また、そういう話はもうされておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 募集する市の募集要項の中では、地元雇用の促進、本業務の雇

用については率先して瑞穂市民の雇用をすることという断りが一つ入れてあります。これは、全て今瑞穂市のふれあい公共公社の職員を使うことということにはつながらないかもしれませんが、通常この蔦井さんも、多治見とか、ほかの県内の市町の指定管理を行っておられますけど、こういうところについては、本当に地元の非常になれた方を雇用するというのが一般的に考えられますので、これについては、引き続きふれあい公社さんに勤められている方の雇用を求められるというふうには推定をしております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第71号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第71号瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第72号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第72号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第73号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第74号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第74号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

74号ですけれども、費用弁償に係る条例の一部改正でございます。

これは非常勤の特別職、これは給与改定等で3%近く上げるというような内容でございますけれども、ページがないで、1、2、3ページ目ですね。第2条で、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するといいますね。

2番目に、前項の規定にかかわらず、常勤の職員が別表の投票管理者または投票立会人の職を兼ねるときで、瑞穂市職員の給与に関する条例第23条の2に規定する云々と言っています。第23条の2というのは、要は、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により云々で、週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給するというふうになっております。

ここを見ていきますと、1回当たり8,000円とか、6,000円とか、こう言っていますが、今回に限って、この投票管理者または投票立会人と具体的にこう言っていますね。これに限定したのはなぜなのか。ほかの日にも管理職員は出てきますわね、違う要件で。そこについて、ちょっとお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

この案件につきましては、今、議員が御説明していただきましたように、今まで投票管理者あるいは投票立会人ということで、1週間あるいは2週間近くの期日前投票などで、どうしても民生委員さん等のそういった第三者的な方々に、いつも管理者あるいは立会人ということでお世話になっておったわけですが、やはり全ての日にちに配置ができるわけではなく、職員の

管理職以上の方が配置している例がございます。そういったときに、今までは管理職特別勤務手当ということで、6時間以上ということで1万2,000円の給付をしていたところでございますが、そういった民生委員さん等の方々の管理者あるいは投票立会人さんと同じ事務を行っているにもかかわらず、単価が違うという問題がやはり今回浮上してきたということで、前回の投票等のときにも、そういった問題点が発生していたところ、同じ仕事をやっているということですから、同じ金額を支給するというのが通常であると。各務原の例もございまして、同じようにお支払いをしているという条例で決めて、同じ金額をお支払いしているという例もございまして、私どももやはりそういった観点で、同じ仕事で同じ単価をお支払いするのがベターではないかということで、今回の提案とさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろんな形で選挙に携わる市民の皆さんの報酬といいますが、それと合わせるような格好の話をされておりますけれども、じゃあ、この第23条の2の管理職手当というのは、もう支払わないということですか。1回当たり8,000円とか、6,000円と、この条例に書いてありますね。ここの整合性というのは、どのようになっておるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 先ほどお話しさせていただきましたように、1万2,000円のかわりにお支払いする金額が、例えば期日前の投票管理者であれば、休日1万1,100円と。あるいは、立会人になれば、休日9,500円というようなことでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 済みませんが、1万2,000円というのはどこから出てくるんですか。どこの条例に書いてありますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中に、投票管理者及び投票立会人、そして期日前の投票管理者、期日前の投票立会人という4項目ございます。その中に、投票管理者の場合ですと単価が決められてございますので、そういった形での、ここに書いてありますように、常勤の職員が別表の投票管理者または立会人職を兼ねるときは、以上に規定する場合は報酬を支払いすると。その報酬というのが、非常勤の特別職に書かれている役職の部分でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 手元に、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、これ12月5日にとっておるんですけれども、ここの中に1万2,000円という数字はないですね。投票所の投票管理者、日額1万2,600円というのはありますけれども、1万2,000円というのは。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 済みません、1万2,000円については、給与条例の中に示されております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 給与条例の何条でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 大変申しわけないんですが、今、手持ちに資料がございませんので、お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後ですけれども、非常勤の報酬と費用弁償の関係ですが、関連してくるわけですけれども、これはその都度条例を改正して、各委員といたしますか、そういった方の日額・月額等が修正されてきておりますけれども、ちょっと私が疑問に思っている点は、一つ、身体障害者相談員とか、知的障害者相談員というのは月額2,040円になっておるんですね。これは、本当にこれで正しいのか。通常ですと、いろんな方にお世話になったときには日額6,000円とか、そういうような数字が出ておるんですけれども、ここについて確認をしたい。これ、合併時代のときには、こういった項目はなかったんですが、さきにちょっと調べましたら、身体障害者の関係、知的のやつが月額2,040円ということでしたので、ちょっと心配したので確認します。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまお話をいただきました身体障害者相談員及び知的障害者相談員でございますが、議員御指摘のとおり、合併当初云々にはなかった職でございます。これにつきましては、もともとは県のほうで設定された委員さんでございまして、それについて、権限移譲で私どもへ来たという仕事でございます。

したがいまして、当初の初めの県のほうの単価というところで設定をいたしまして、その後、改定がなかったというところがございますが、ただいまお話がございましたので、一度持ち帰りまして精査をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは、県に確認して、訂正するところがあれば訂正すると。訂正をされるということですか。県に確認をして、その後、訂正するのであれば訂正するということですか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま、いきさつというところで、県から来たという職ということでお話をさせていただきましたが、それぞれの報酬額の設定というのは既に市町村で考えることになっておりますので、その点についても、しっかり精査をして検討したいというところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それぞれの例えば非常勤の方がおって、6,000円とか、7,000円とかいろいろありますので、そこは適正な報酬にしていただければというふうに思います。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第75号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第75号瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第76号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第76号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第77号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第77号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第77号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お尋ねしたいと思えます。

今回の改正の趣旨が配られておりますけれども、その中で、県の示す標準保険税率に段階的に近づけるといふことが書かれております。お尋ねしたいのは、都道府県化というふうになったとしても、保険税率を決めるのはそれぞれの市町村の権限であります。標準税率に近づける理由とは何なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問につきまして、お答えをしたいと思います。

まず県は、国保の県単位化になりまして、将来的に県内統一の税率ということで方針を持っております。それがまず1点でございます。

あともう一つ、現状では、標準保険税率といいますのは、県が各市町村の実態に応じて、過去3年間のいろんな実績に基づいて定めておりますので、それに近づけるのが妥当ではないかという判断をしております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、お答えをしていただきましたけれども、標準税率に近づけるといふことを前提にしていきますと、先ほども申し上げましたように、それぞれの市町村で税率を決めるというのは、新しい制度になっても市町村の権限であります。ですから、これはやっぱり市町村の権限を放棄してしまうと、こういうことになるのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 市町村の権限放棄というお言葉がございましたが、瑞穂市におきましては、県が示す標準は資産割のない3方式で示しております。瑞穂市は4方式ですので、そのあたり、やはり県の言うとおりに、3方式にすぐ変更するわけにはいきませんので、そういったところで、市の実情に応じて保険税率は定めておるといようなことで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 改めてお伺いしたいと思いますけれども、県の国保の運営方針では、将来的に県内の保険料を統一していくということを目指すということが述べられておりますけれども、これは瑞穂市の考えというのはどういうことになるのか、お伺いしたい。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 県はそういった統一の方針を示していますが、岐阜県は、やはり山間部から都市部までいろいろですので、医療の状況も違っております。ですので、なかなか一朝一夕といえますか、すぐには難しいのではないかなという考えを持っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお伺いしたいと思いますけれども、今回の31年度の案というのがありますけれども、これを見ますと、医療分の均等割、平等割というのがわずかに減額になっております。これは、県の示した標準税率との関係において、このようなことが行われたのではないかなと思いますけれども、お伺いしたいのは、県の示された標準税率では、均等割、平等割というのは、それぞれ幾らになっておるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 医療分のまず均等割でございますが、2万6,967円でございます。医療分平等割のほうが2万59円でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁していただきましたけれども、県の標準税率に近づけるということであるとしますと、引き続きこれを下げていくと、こういうふうな考えだということでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 今後、また県が示す標準保険税率が、また毎年これは恐らく示されるとしますので、それに基づいて決めていきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 最後ですけれども、今回の条例案によりますと、保険収入が1,100万の減収になるとおっしゃっておられましたね。それを国保に加入されておる1人当たりといたしますと、約1,000円の保険税の引き下げになるということが言われておりますが、お尋ねしたいのは基金ですけれども、そういった中で、基金の活用というのはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 本年度、資産割を少し少なくしておりますので、その減収分が恐らく出るだろうという予測のもとに、その補填が1点。それから、県に払う納付金がございます。その納付金のうち、保険税で賄うべき金額があるんですけれども、その金額に、実際に税として集める金額が少し不足する予測という見込みになっておりますので、その不足分にも充てる予定をしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 最後と言いましたので、失礼ですけれども、不足分がどれぐらいかということはお答えしていただけるんでしょうかね。大体のこういうふうな考えだと、基金をそこに足して納付をされますよというようなことが答弁していただけるのであれば。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 先ほどの事業費納付金に必要な納付保険税額ということで、現段階での試算では、1億7,000万程度不足するのではないかというふうに見込むという試算を立てております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第77号の国保の関係でございます。

小川議員とある程度重複するところもあるかと思っておりますけれども、標準税率、先ほど県の示す税率が出てきましたけれども、今回この改正によって応能・応益分の割合、今まで51対49ぐらいにあったというふうに感じますけれども、この改正によりますと、どの程度になるのか、まず1点お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの質問についてですが、今回の試算では、応能が54%、応

益が46%という結果となっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 応能が54で、応益が46という割合ですね。

県の示す標準税率に基づくといいですか、それに近づけて保険料等を徴収するわけですが、これでやっていきますと、現在国保というのは非常に安定して、繰越金等も出て、基金等も9億から10億近くあるということになってくるんですが、標準税率で今回保険料を徴収するわけですが、今までの収入とといいますか、保険料と比べて多くなるのか少なくなるのか、まず確認をします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 全体で、平成30年度と比較しますと、1,100万強の減額減収となります。1人当たり平均にしますと、5,000円程度の減額となるというふうに見込んでおります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 以下につきましては、文教厚生委員会の中で、委員ですので、そちらについて御質問いたします。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第78号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第78号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

議案第78号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の中で、補正予算書の26ページの一番下段でございます。

土木費の中の道路橋梁費の中で、2番目に道路改良費ということで、補正額がマイナス5,733万1,000円ということで、そのうちの5,000万ということが、先日の勉強会でもちらっと

都市整備部長から御説明をいただきましたんですけど、これは当初予算で、要するに十七条地内の株式会社F U J I G A M I さんからその東、要するに、新五六川橋のその手前にございます交差点から南へ、東栄工業さんの700メートルのところを、要するに道路拡幅工事ということで、5,000万ということで、先行投資ということで予算化をされまして、拡幅工事ということで30年度の予算化をされたわけですが、今回減額ということになっておるわけですが、

ということは、当初予算の設定時におきまして、ある程度事業計画というものが見込めた段階で、私は予算化をされるというふうに一般的には伺っておるわけですが、今回こういって5,000万の減額がされたということで、今後この道路の拡幅工事、当然これは企業誘致ということを前提にされまして、予算の設定を、当初予算をされたわけですが、今後どういふふうにお考えかということをお聞かせ願いたいというふうに思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの減額補正の御質問でございますが、今、議員がおっしゃるとおり、十七条地内の工業導入地域及び農振除外がしてございます一団の土地ですね。企業誘致等をする場所の中で約1ヘクタールほど、まだ農地で残っておるところでございます。そこへ昨年から進出したいというようなことで事前にお話があった中で、業種としては、運送業を進出したいというような形で御相談がありました。そこへ開発許可という手続が必要になってまいりますので、その土地へアクセスする道路が9メートル必要だということで、30年度当初予算に、その企業に来ていただくためにも9メートルにすべきだということで、市のほうでは企業誘致というような中で、土木費で道路改良費の中で5,000万を予算計上してまいりました。

その中で、30年度以降入りまして、事業者さん、それからそれを仲介する不動産等の方も、その後、打ち合わせにはお見えになったんですが、なかなかその企業の進出が具体的にないというようなところで現在までに至っております。私どもとしましても、その1ヘクタールの開発許可、その業種に限って9メートル必要だということで5,000万の予算計上をしてまいりましたが、その企業の進出がいまだにはっきり明確にならないというところで、その9メートルを用意する工事につきましては、いずれにしましても、暫定的にその1ヘクタールを開発する業種を進出するための道路改良費として計上しておりましたので、そのあたりの進出が少し担保できないということであれば、一旦この予算を減額させていただきたいというふうに思っております。

なお、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、その地区は企業を誘致すべき場所でありますので、場合によっては、現道7.5メートルほどのところでありますので、それで開発許可等

がとれるというような場合であれば、そこまで我々の土木費を出して工事を進めなくても、今の現状でも開発許可がおりるといふようなところもありますので、そのあたりは、企業の進出の状況を見ながら道路の予算を計上して、それに対応していきたいといふふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、都市整備部長からそういう御返事をいただきましたんですけど、その6メートルを9メートルに、要するに3メートルを拡幅するということは、ある程度、もうめどがついておったという前提で予算化をされたといふふうに私は理解しておるわけですが、今お話がございましたように、その前提としておりました企業が、どうしても9メートルの道路が必要だといふことで30年度は予算化された。業種によっては、今の7.5メートルで対応できるといふようなお話でございますけど、ぜひとも、この我々の当市を取り巻く状況、他市町の状況を見ておりますと、各地方自治体の本当に企業誘致、要するに税収の確保と固定的な歳入の確保といふことで、それこそ組織をつくりまして、積極的に企業誘致等をされておられます。

当市の組織図を見ますと、なかなかそういうところまでいっていないといふことで、ちょっと私ももどかしい感じはするわけですが、これも一つのタイミングでございまして、今、ちまたで言われておりますように、2020年の東京オリンピック・パラリンピック後には、要するに企業の活動も一旦停止するのではないかなあといふことも言われておりますけど、2025年に大阪万博といふことで、またこれも一つのきっかけになって、また日本全土の企業の活発化活動といふことも期待はできるわけですが、将来的には、やはりここ5年くらいが、私は一つの本当に一番大事な時期じゃないかなあといふふうに、私個人は思っておるわけですが。

これは行政のほうも、市長以下も当然そういうことで積極的に今事業活動といふことでされておると思えますけど、私も時間がある限り、こういう北方町とか、それから本巢市、それから先日も安八町のほうも、車でどういう状況かなあといふことを見てきましたんですけど、本当にまちの姿が変わってきておるような状況なんですよね。この瑞穂市は、本当に悲しいかな、全然、要するにハード的な面で変化がないといふことでございます。

ですから、そういう意味からおきまして、要するに、そういう地元の皆さんも積極的にサポートしていただけるという場所でございますから、ぜひともまちの企業誘致じゃなくて、要するに、積極的に上は県とか、また国を巻き込んでいただきまして、積極的にまちづくりといふことをやっていただきたいなあといふことを思っておるようなわけでございます。これで、この今の道路改良費のことにつきましては質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第79号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第79号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第80号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第80号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第81号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第81号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時35分から再開をいたします。

休憩 午前10時19分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第18 議案第82号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第82号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第83号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第83号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第83号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを質問いたします。

提案理由を読み上げますと、平成30年11月6日に高山市で開催された第8回平和首長会議国内加盟都市会議総会において、配慮に欠ける発言をしたことに対する責任を明確にするため、市条例を制定するものとありますが、配慮に欠ける発言とはどういう発言なのか、どのような発言をもって責任と思われるか、本議案を提出したのかということ、発言の内容を詳しく説明をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

配慮に欠けるところというところでございます。どういったことかという御質問かと思いません。

今回の市長の発言につきましては、広島あるいは長崎市の市長さんを迎えての全国の大会という中で、代表してお話をさせていただいた3人の中での1人という発表での出来事ござい

ます。その中で、詳しく現場へ、ピースメッセンジャーの一員として一緒に出向いている市長さんにあっては、その姿がいろんな形で目に浮かんだ中での、その思いを強く感じられ、その長崎の状況をお話をさせていただいたところかと思いますが、そういった中で、配慮に欠ける、その中での言葉があったということでございますので、新聞紙上あるいは報道機関等での謝罪も含め、市民への報告といたしますか、そういった形で行っているところでございます。

そういった力に余った、力強いそういった思いの中で、深く反省しているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今、お話を聞きましたが、市長の発言がもとにということになっておりますので、この提案理由そのものが、市長が配慮に欠ける発言をしたということでございますけれども、私が聞きたいのは、配慮に欠ける発言としか書いてございません。市長がピースメッセンジャー事業に対しまして強く感じられたということを今御説明いただきましたが、どういふ発言であったかをお聞きしております。配慮に欠ける発言というのは幾つ種類も種類がございますので、どういふ発言であったか、もう一度御説明をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ただいまの御質問に答えさせていただきます。

その前に、広島松井市長さん、そして長崎の田上市長さん、同席がございまして、その中で語り部の方、そしてガイドの方々にお礼を申し上げたい、感謝そして御礼を申し上げたいというところでございまして、その中で、特に特徴的だった部分を、広島での出来事、そして長崎での出来事を御紹介申し上げた次第でございます。ですから、その言葉が何であったかまでは、本当に再度ここで不適切な言葉であったというところは、本当に私も承知している次第でございまして、その部分が、今日も本当に責任を明確にするという部分じゃないかなあと考えております。

なおかつ、その中を詳しく説明せよと言われますと、また言いわけにもなってしまいますが、まさに一つだけ申し上げたいのは、本当に広島の場合は、まず本当に原爆によってがんを発病なさっている方、その方が高齢になって、がんにてあと余命幾ばくかの本当に語り部をやっておられると。ほとんど最期の段階だと。そんな中から、テレビ局が取材に来ている中で、その語り部の方のお話がありました。そんな中から、本当にやっぱりその語り部の方、私たちが帰った後に、余命本当に幾ばくかもしれません。その方のことについて、本当に御礼申し上げる、感謝申し上げる次第というところで申し上げた次第でございます。

そして、また長崎のほうにつきましては、立地的に公園自体が非常に坂の上、また坂をおりる、そういったたくさんの行動をしなきゃいけない、そんな中、7月の最初の本当に暑い中で

ございました。そんな中、みんなが私たちの生徒も一生懸命やっているんだというところ、それと同時に、ガイドさんに対する感謝の言葉として、ガイドさんがやはり自分自身の思いというのがございます。例えば、行く先が20カ所ぐらい仮に候補があったとしても、ガイドの方がかわられたとしても、私はここを見ていただきたいんだと。岐阜から来た方々にここを見ていただきたいんだという思いは、本当に強いものがほとんど皆さん同一にあります。その中で、ガイドさんがかわるたびに同じ箇所を回る、そういったことが当然起こってくるわけでございます。そのことに対して、田上様に対して、決して、そんなことがあったんだよということよりも、私はそのガイドさんの方々の思い入れ、そういったものを私たちは理解したくて後をついてまいりましたと同時に、私たちの生徒も一生懸命頑張りましたというところを表現したかったつもりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今、市長から御答弁いただきましたが、その答弁の中に、私としてみれば、責任という重さの言葉がないぐらい、いろんな思いを伝えたかったと。私が聞きたいのは、配慮に欠ける発言をしたということ、その内容を聞きたいと今先ほどから申しております。

総務部長におかれましては、提案理由の中に書いてあります配慮に欠ける発言ということをおっしゃっておいでになりましたけれども、市長のほうからは不適切な発言と。一体どちらの言葉が正しいのか、さっぱりわかりません。

なので、提案理由をもう一度お尋ねいたしますが、どういう発言をしたことによって、今回の責任を明確にするための条例を制定するのかということを知りたいものですから、もう一度お聞きしますが、どういう内容をお話になって今回の議案に至ったのか、詳細にお答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。

今回の平和推進事業といいますのは、先ほど来から進めておりますけれども、私どもが平和都市として宣言をし、これは23年ですね。それ以降のピースメッセンジャーとしまして、広島・長崎を順次進め、29年から新しい体制を試みたわけでございます。

それで、長崎においては、皆さんも御存じだと思いますが、非常に坂の多いところで、その中でいろんなお話を聞く生徒の姿、汗びっしょりの状況の姿、その一生懸命さを表現するときの表現の仕方が不適切であったということで御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 何度質問をしても、私は別に事業内容を聞いているわけではないので、この提案理由を聞いております。配慮に欠ける発言というのは、どういう発言をもって配慮に欠ける発言をしたのか。今、副市長が御答弁しましたが、汗びっしょりになった、そして市長が答弁された、また総務部長が話された話からしますと、そういった強い思いが浮かんだということでもありますので、その思いが浮かんだ、そのときの失言についてお聞きしております。一体どういう発言をされたのか、再度お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、先ほどちょっと申し上げましたように、生徒さんたちの汗びっしょりの姿を説明するときに、やはりちょっと大げさな部分もありますし、身体にかかわる部分がございますので、それが不適切であるということで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 大げさとは、どういった解釈をもって今回の提案理由とつながっていくのか。またその身体、恐らく解釈すれば、体であろうかと思えますけれども、それにつきましての説明を求めていますので、もっと詳しく御説明を願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、言われた部分につきましては、既にいろんな報道等でも既に流されておりますので、それで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 報道等で流れていると今御説明されましたけれども、私はその内容を聞いておりますので、詳しく御説明を願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 大変申しわけございませんけれども、やはりその言葉を申し上げること自身も、これも配慮に欠けた発言となろうかと思えますので、御遠慮させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 全く見当違いであると思えます。

配慮に欠ける発言をした、また今回は市長提案であるということですので、この場で発言することが配慮に欠ける発言となることはあり得ません。したがって、詳しい説明を再度求めます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先ほども申しましたが、女子生徒の一生懸命さを、それも汗をかいて

ということで、その状況を説明した言葉ということで御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 女子生徒の一生懸命さを伝える余りというようなお話でございますけれども、そうであるならば、責任は一切ないと思います。今回、配慮に欠ける発言という内容を私は聞いておりますので、その配慮に欠ける内容につきまして、詳細にお尋ねをいたします。

もう一度お話をしますが、今回の提案理由そのものの内容の、この配慮に欠ける発言、これを明確にしてもらわないことには理解ができません。したがって、配慮に欠ける発言を明確にお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 確かに議員が言われることはわかりますけれども、既に報道等できちっと流れておる部分でございますので、それで御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 報道で流れているのであれば、この場でお話はしていただけるものだと思っておりますけれども、これ以上議論をしても、御自身のほうからの発言もございませんし、反省が全く感じられないということは私のほうで理解をしておきます。

最後ですけれども、ネットニュースに出ている言葉を拾っていきますと、私がこの話をする事自体が大変寂しい思いでございますが、セクハラ発言だとか、性的発言ということと思います。配慮という言葉にすりかえて、オブラートに包んで説明責任すら果たせないのであれば、全く反省していないと思われても当然でございます。

最後に市長にお尋ねしたいのは、この提案理由、どういった思いからお出しになったのか、最後に御説明願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 給料月額を減額することで、今回の責任の所在を明らかにし、目に見える一つの責任のとり方として御理解いただければと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

議案第83号について質問をします。

市長の給与月額を、今の議論のように、不適切な発言を、配慮に欠ける発言をしたことに対する責任をもって、平成31年1月から3月まで、3カ月分の市長の給料を3割減額するという

内容ですけれども、まずこの内容、3カ月及び3割減額という内容は市長みずからが提案した内容ですか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私から、そもそもやはり減額しようということで話をさせていただいたのが一番当初でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そうしますと、その内容に決めた根拠は何ですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今回の事例と同様のような事案を調査し、検討を重ねた結果、この結論に至りました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 同様な事案を調査して、例えばどういう事案がありましたか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えいたします。

過去に、市長さん等でそういったセクハラとか、あるいは大きな問題を起こした事例など多々ございますが、そういった事例を一応鑑みて、最終的に判断をされたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） この内容が、減額の内容について、私は適切かどうかを考える前に、まず市長はこの席で、ピースメッセンジャー事業についてどのような報告をしましたか。それをお答えください。本人、御本人がどういうふうに報告をしたか、メッセンジャーとして。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、この前日に松井市長さん、そして田上市長さんと、ある程度骨組みの中だけはお話ししました。その中にありまして、先ほど申し上げたことと重なる部分がございますが、やはり語り部の方、そしてガイドの方、そういった方々に対するお礼を述べながら、こういったことを迎え入れていただいた広島、そして長崎に対する御礼、感謝、そういったことを中心にして、前の日にお話し合いをした上で、そしてその中で、やはり先ほど申し上げたような中心的なところを御説明させていただきますからというところで、そんな中で事例発表をさせていただいた次第でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） このシンポジウムというか、全体の会議の趣旨は、平和都市を目指す、そしてそれを先頭に立って進めている首長が全国を代表して、しかも広島・長崎の市長の一角、その中に加わって、平和を推進するというトップとして発言を求められているんです。

その中で、じゃあ聞きます。平成29年、30年で、このメッセンジャー事業をやめています。棚橋市長、なぜですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

平和推進事業の中に、ピースメッセンジャーという形で平和を推進する事業は5年間進めてまいりました。その中で、中学生を広島・長崎のほうへ派遣して、こういった戦争の悲惨さや、現地での語り部の方のお話を聞いたり、そういった子供たちが帰ってきて、そういった報告をするというような事業を続けてきたわけですがけれども、5年間の中でいろんな御意見があるということで、総合教育会議の中でお話をさせていただいて、この事業を一度見直してはどうかという中で、幅広くこういった平和推進の事業を見直して、その後、一旦これをやめて、平和講演であったり、ことしにおきましては平和コンサートというような形で、穂積中学校の生徒とコーラスを行ったり、そういった幅広い活動に切りかえたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 5年間続けて、いろいろ見直すということに至ったと。

市長にお伺いします。

見直すということの内容、市長はそれについてどう思い、市長自身は見直したことについてどう思っていますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 教育委員会の組織も変わってまいりまして、そんな中から、教育委員会のほうからも公平さを保ちたいというところの御意見もございましたので、それも一つの選択肢の中の一時期じゃないかなあというところから、決してこれを廃止とか、これから廃止を続けていくとか、そういったことじゃなしに、いずれかは、やはりまた違った形でこういったことも復活させられるんじゃないかと。

例えば修学旅行として、こういったところを回ることも不可能ではなかろうというところから、そういった選択肢もこれから生まれていくんじゃないかというところで、教育長とも相談しまして、今回の場合、このようにしながら、それじゃあ公平に多くの皆さんが、多くの学生さんが行けるようなことを次は考えていこうという前置きといたしますか、そういったことも鑑みながら、これからまだ考えていくつもりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 公平さの視点というのは、一つの考えであるかも知れないんですけど、このピースメッセンジャーを実際に市長も同行して、感動したわけでしょう、あなたが。そのよさは、本人が現地を見て、体験して、それをまた戻って多くの人に伝える。これをあなたは伝えたいために、そのような一生懸命にやっている生徒さんたちを評価して、そういう発言に至ったんでしょう。なぜやめるんですか。続けられればいいじゃないですか。かつ、メッセンジャー事業を続けながら、修学旅行でより多くの人にわかってもらうという、なぜそういうことができないんですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほども申し上げましたとおり、平和推進事業というのは毎年継続して行っておるわけで、ピースメッセンジャー事業だけが平和推進事業ではないという判断のもとで、とりあえず今回はこのメッセンジャー事業についてはやめて、別の角度からの教育といたしますか、この推進に努めていくという方向で決定をして進めてきたわけでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） このピースメッセンジャー事業は、非常に私は価値のある事業で、市長も評価していると。で、やめたと。この発表のときに、市長はこのピースメッセンジャー事業について、そのようなことを発言していますか。

いや、もう市長にお聞きしたい。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今までの流れ、全てパワーポイントで全部説明させていただきました。その中で、ピースメッセンジャーのことも、そして今回、玉城ちはるさんに来ていただいて、中学2年生、穂積中学校の全員が参加しての合唱をやったこともお伝え申し上げました。そして、なおかつ、決してピースメッセンジャー、いずれかは、これは私の私見も入れさせていただきますと、私は本当にすばらしいものがあると思いますし、やはり現場を見てのことというのはかなり学びがあります。そんな中から、もう一度私はやりたいなあという気持ちは私見としては思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そこまで思っているのなら、首長だったらなぜ続けないんですか。なぜやめちゃったんですか。そこが曖昧なんです。

この全国の首長会議で、平和推進会議で、平和都市宣言をしている瑞穂市のその熱意を示す

べきところでピースメッセンジャー事業をやめている。普通でしたら、実は長年やっていたピースメッセンジャー事業をちょっとやめたので、場合によっては、控えるという選択もあったかも知れない。にもかかわらず、市長は壇上に乗って、瑞穂市の平和に対するリーダーシップをやっているということを言わずに、セクハラ的な発言をする、ここに責任という内容がだんだん明らかになってくると思います。ただ単にセクハラ的な発言をしたということではなくて、市長が全国の市長会議で平和都市を推進している代表者として発言する場で、その瑞穂市の姿勢を明確にPRせずに、生徒が一生懸命やっていたと。それを表現したいための表現をし、かつ、その発言の方法がとんでもない発言だったと。ここに市長としての責任の内容が見えてきます。多大なる迷惑と、そして議員、市民、関係者の方に迷惑をかけた。議員に対して、どんな迷惑をかけたかと思っていますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 不快な思いをかけたんじゃないかなと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私は、不快な思いは持っていません。不快じゃなくて、情けない。あえて不快と思った部分をあえて言えば、市民の人から、もっと瑞穂市はやるべきことがあるでしょうと。水路が汚い、もっと言うと下水が改善されていない、住民自治が進んでいない、こういうことをもっとやってくれよと、市長は何でそういうのを進めてくれないんだという市民の人からのそういう話があります。そう言われて、本当にそうですねと、残念だという部分で、ある意味の……、やっぱり残念ですね。不快感と言えば不快感、それを持ちました。ですから、この迷惑という分は当たらない、言い逃れの言葉にしか聞こえません。

じゃあ、市民に対して御迷惑をかけた、市民に対してどういう迷惑をかけたかと思っていますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 同様に、不快な思いをかけたというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 不快、具体的に市民の人に聞かれましたか。そうやって責任を曖昧にしているんです。

ですから、今回の給料減額の内容は、もっともっと深い意味での責任を私はとるべきだと思っています。質問は以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番、創生クラブ、今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、1点お尋ねします。

議案によれば、給与月額100分の30に相当する額を3カ月分減額するとありますが、行政として、この内容は他の市町事例と比較して重いものなのか否か、その点についてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 市長さん、私、副市長でございますけれども、市長・副市長の減額になるという事例の中で、やはり事務方が何か問題を起こしての責任者は私、副市長になりますので、そうした場合は、私が市長さんより重いということになるかと思えます。

御本人さんが、今回のような場合は、やっぱり少しづつあるわけでございますけれども、そうした中で、先ほどの事務方の問題については、おおむねが市長さんにおかれては1割、2割の1カ月だと思えますし、副市長については2割、3割の3カ月だろうと思っておりますけれども、御本人さんの場合につきましては、数がいろいろあるわけですが、多くは、やはり危機管理がなっていないという部分が多々あってという部分があるかと思えます。そうした中で、事例でございますので、そんなに数は多くはないわけですが、相当重い方については、やはりなられたばかりで自分の仕事以外のことをやっておったという方では長い期間があるかと思えますが、3割というのは、市長さんとしては重いと思っております。どうか、妥当な数字だと思っております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第84号について（提案説明・質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第84号瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求についてを議題といたします。

これについて、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは1件、追加提案について説明させていただきます。

議案第84号瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求についてであります。

平成30年3月5日付で行った瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分に対して、平成30年3月10日付で審査請求人より審査請求があったため、その裁決について、地方自

治法第229条第2項の規定により議会の意見を求めるものとなります。

以上、1件の追加議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後0時12分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

議案第84号瑞穂市自転車駐車場の駐車料金を減免しないとした処分の審査請求についてに関して質問します。

申請主義だということで基本的には理解できるんですけども、駐車料金の還付額という部分が、瑞穂市自転車駐車場条例施行規則の中に明記されておりまして、第4条の第1項第3号に、各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合、市長が指示する額について還付ができるという規則になっております。

今回、障害者の方の減免という措置がきちっと看板に書かれておるのも確認しておりますけれども、定期券の申請書の欄に、残念ながらその明記がないという部分は、もしそこに明記があれば気づいていたという可能性も考えられます。そういう意味で、市長が特別の理由があると認めた場合に該当するのではないかという考えについて、市長はどのようにお考えで、この裁決文を出されたんですか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 鳥居議員が御指摘されるように、使用申込書に減免規定があれば、もっともそのような遡及するというような事態が生じないかなあというのは十分承知しておるところでございます。

今の御質問にあります瑞穂市自転車駐車場条例施行規則の第4条第1項第3号には、前各号、いわゆる1号、2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合というようなただし書きが書いてあるわけなんですけど、駐車場の還付額というこの第4条につきましては、まず第1号、2号をごらんいただきますと、まず定期利用者という断りがしてありますので、まず定期利用者が、自分の都合または自分の責によらないものについて、今、定期については

1カ月または3カ月という、これを納めたものをある意味有効期限があるものに対して、この先使わないからということに対する還付する規定になっております。

先ほどおっしゃられましたように、還付については、その利用の中止に伴って、利用料金の一部を、まだ有効期限があるけど、それを還付するという内容のものでございますので、この規定というのは、あくまでこれから使えるものに対して、使わなくなった理由が生じたから、この先のものを還付してくださいという規定でございます。

そういった意味で、じゃあ市長が特別の理由があると認める場合、どうなのかということにつきましては、今あえて言いますと、定期利用という断りが入っておりますけど、この第3条の2には、一時利用というのがございまして、いわゆるその日だけの利用料または回数券という制度もっております。こういう中で、よほどの不可抗力があるもの、どうしても本人に避けがたいものというものがあつたら、一時利用についても考慮すべきかというようなことを前提としたものではないかというふうで私どもは理解しておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の説明はわかるんですけども、ここで市長がみずからの判断で、責任を持って指示をするかしないかということだけなんです。いろいろな条例的には、今、部長がおっしゃったとおりで理解できるんですけど、それを超えて、今言ったような全面的に申請者、請求者が見落とししたところでは、ちょっとそれは片づけられないという判断を市長がした場合には、私は還付の措置ができるというふうに思うんですけど、その辺、市長自身のお考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 皆さんの資料の84というところに、第5条、料金の減免という資料がついてございます。今回御議論いただきますのは、あくまで料金の減免でございまして、それについて書かれている規則のほうは、料金の減免に関するやつが5条でございまして、今言ってみえるのは4条でございまして、あくまでその表の4条の一番最初の条文は、条例第6条の規定により料金を還付する額は次のとおりであるということですので、あくまで先ほど私どもの部長が説明したとおり、料金の還付と減免と別々の条項に書いてありますので、お気持ちはよくわかりますけれども、そうした条立てになっておりますし、規則となっております。

ですので、ぜひまた委員会では条例規則を配付させていただきますので、その際にまた御議論をいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

ちょっと総括的にお尋ねします。

障害者が市の施設等を利用するときに、これだけでは多分ないだろうと思うんですね、減免措置というのは。という観点から、今後このような一種の不備だと思うんですけど、誤解というか。市の市民サービスに係るちょっと行き違いを防ぐためという総括的観点でお尋ねします。

市の施設を使うときの申し込むときに、または各種の障害手帳を渡すときに、障害者については次の項目、施設とか、利用について減免措置がありますという、手帳配付のときが一番いいと思うんですけど、または各施設というのはとても大変だと思うんですね。どういうものが全部あるか、ちょっと把握できていませんが。だから、手帳の配付のときが一番いいかなと思うんです、基本的にね。このときに、障害者は次のような減免措置が受けられますという一覧表か、手帳か、手帳にプラスしたものが配付されているんですかということをお聞きしたいです。今後のために。再び同じような問題が、やっぱり起きたわけですから、起きないためにという観点で、総括的な観点をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

手帳の交付 —— 身体障害者手帳等々でございますが —— においては、2種類の手引というか、どんなサービスが使えますかという資料がございます。

1つは、県が出しておる手引がございます。手帳の発行は、基本的に県庁ということになっておりますので、県が出しております。ただし、そこには具体的な市町村のことが書いてあるわけではございません。各市町村にお尋ねくださいというふうに書いてございます。

続きまして、私どものまちの瑞穂市の件でございますが、実は「障がい福祉のてびき」という、こういった現物があるんですけども、そういったところには、例えばコミュニティバスの割引であるとか、この駐輪場の割引であるということは記載をしております。ただし、この手引をつくりましたのはまだ昨年でございましたので、そういう点においては、まだまだしっかりした周知がされているかと言われますと、難しいところがあるかと思いますが、現在のところでは、窓口ではそういったお話をさせていただいております。割引についてとか、サービスの内容のことについては、手帳の発行の際にお話をさせていただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） お話しさせていただいておりますという御答弁でしたが、やっ

ぱり一覧表みたいなものを今後ぜひ検討すべきではないかと。障害者の方で、障害者っているんな障害があったり、お一人で暮らしていたり、介添えがないと、その方が理解できないものもありますよね。ということで、これはぜひ今後改善していただきたいと思いますが、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御提案をいただきましたきめ細かい周知といいますか、そういったことかなと思いますので、私どもも担当と図りまして、できるだけのことをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。一般質問であるものですから、一般質問では詳細をするよりも、これで少しお聞きしたいというのは、この方が市内の方か市外の方なのかという1点と、それからこの方が、きょうはちょうど傍聴人がお見えになるものですから、議会議員としての守秘義務ではないけれども、あるものですから、聞きたいのは、精神障害なのか、知的障害なのか、それとも機能的障害なのか、その辺はどのように把握しているのか。そして、駅において、自転車でどこか例えば企業か、それともそのようなところに行かれているのか、わかる範囲でお答え願いたい。

というのは、特に重要なのは、この方が市外の方で、駅において自転車で行って、そのような作業所に行かれているのかということが非常に重要なことで、それも例えば知的障害者であれば、その判断能力ということに関しては非常に困難な点も多分にあると思うものですし、いろいろなことを考慮するような配慮が、わかるような配慮がなされていたのか、なされていないのかということも非常に重要になってきているものですから、それを私はここで聞くつもりはないものですから、以上の、要するに市外の方なのか、そして自転車で作業所に働きに行っておられるのか、その辺のことを、さきは定期を買われていたということですから、それはやっぱり理解しています。もう一回よく条例等を見て、自分なりに判断をしていきたいと思っております。

以上の点だけ、皆さんも恐らく重要なことで、知りたいことだろうと思いますから、以上を質問して、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私どものほうへ出されております資料から御答弁させていただきます。

まず、市外の方でございます。それから申込書を見ますと、通勤という申し込み理由のどこ

ろにチェックが入れてありますので、通勤にこの駐輪場を使われているというものでございます。

それから、この方のどういう症状かということに……。

[発言する者あり]

○都市整備部長（鹿野政和君） いや、療育手帳のもとに減免申請が出されているというものでございます。

[発言する者あり]

○都市整備部長（鹿野政和君） それ以上は、私どもで、この資料からはうかがい知れませんので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） それ以上、個人的なことでお話しできんということに関しては、それ以上言う必要はありませんけれども、その方を指して言っているわけではないですけれども、例えば知的障害者の方でしたら、理解力が非常に困難な点で、親族の方が定期を買われたか、それはわかりませんが、どちらにしても、そのようなことを、障害のある方ということに関して、どういう判断をされるかということが非常に重要なことで、条例等に基づいて云々言っているけれども、もう少し精査していきたいと私自身は思っています。以上です。答弁は要りません。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第66号から議案第84号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第66号から議案第84号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午後0時31分